新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第９号

新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県小規模水道条例施行規則（平成７年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（定期の水質検査） **第５条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、同項第２号に規定する検査のうち、省令の表中３の項から37の項まで及び39の項から45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去３年間における当該事項についての水質検査の結果を考慮の上、おおむね３年に１回以上とすることができる。 ３～５　（略） （臨時の水質検査） **第６条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、省令の表中３の項から37の項まで及び39の項から45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。 ３　（略）	（定期の水質検査） **第５条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、同項第２号に規定する検査のうち、省令の表中３の項から36の項まで及び38の項から44の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源等の状況及び過去３年間における当該事項についての水質検査の結果を考慮の上、おおむね３年に１回以上とすることができる。 ３～５　（略） （臨時の水質検査） **第６条**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、省令の表中３の項から36の項まで及び38の項から44の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することができる。 ３　（略）

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。